分）における様式1第1表中区分「支給対象児童数」の「第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数のうち、その基礎となった第3子以降（3歳以降）の児童の数の管内市町村の計とする。

15　児童数（3歳以降）（非被用者分のうち第3子以降分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第2表中区分「支給対象児童数」の「第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数のうち、その基礎となった第3子以降（3歳以降）の児童の数の管内市町村の計とする。

16　児童数（3歳未満）（地方公務員分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第1表中区分「支給対象児童数」の「0歳から3歳未満」の「本年2月末現在全体」の数とする。

17　児童数（3歳～小学校）（地方公務員分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第1表中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数とする。

［削る］

18　児童数（中学校）（地方公務員分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第1表中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数とする。

19　児童数（高校生）（地方公務員分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第1表中区分「支給対象児童数」の「中学校修了後高校生年代」の「本年2月末現在全体」の数とする。

［新設］

14　児童数（3歳未満）（地方公務員・本則給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第1表(1)中区分「支給対象児童数」の「0歳から3歳未満」の「本年2月末現在全体」の数とする。

15　児童数（3歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第1子及び第2子分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第1表(1)中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数から同表(1)中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数を控除した数とする。

16　児童数（3歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第3子以降分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第1表(1)中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数とする。

17　児童数（中学校）（地方公務員・本則給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第1表(1)中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数とする。

18　児童数（3歳未満）（被用者・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第1表(2)中区分「支給対象児童数」の「0歳から3歳未満」の「本年2月末現在全体」の数の管内市